

消費税法 改正 インボイス制度について

⑤ 消費税の基本的なしくみ

消費税とは、物の販売や貸付け、サービスなどに対して課税される税金で、その商品の販売価格やサービスなどの代金に10%の税金を上乗せし、購入者や受益者に税を負担させることを予定して立法されています。

例えば、宝石店が100万円で指輪を販売しようとする場合には、宝石店は購入者から110万円を領収し、うち10万円（100万円×10%）を税務署に払うことになるかという実はそうではありません。消費税は、その取引が消費者に対する小売なのか、宝石店に対する卸売なのかということに関係なく、取引の都度、その取引金額に10%の税率で課税することになっています。

つまり、宝石店は、この指輪を問屋から仕入れる際に、問屋が上乗せした消費税を仕入代金とともに払っているわけですから、これを差し引いた金額だけ税務署に納めれば良いわけです。

例えば、宝石店がこの指輪を問屋から仕入れる際に、仕入代金の60万円と10%の消費税（60万円×10%=6万円）あわせて66万円を問屋に支払い、これを顧客（消費者）に販売する際に、代金100万円と10%の消費税（100万円×10%=10万円）あわせて110万円を領収したような場合には、この宝石店が税務署に納付する消費税は、預かった消費税10万円から支払った消費税6万円を差し引いた額の4万円となります。

問屋の仕入れを無視して考えた場合、問屋の納付する消費税（6万円）と宝石店の納付する消費税（4万円）の合計10万円は、最終購入者である消費者の税負担額と一致することになります。

つまり、消費税は、各取引段階にいる事業者が、消費者の負担すべき消費税を分担して納税するシステムになっています。



⑥ インボイスがないとどうなる？

インボイス（適格請求書等）とは、簡単に言うと「仕入先が納税した事を証明する書類」です。

前項のケースであれば、宝石店は、問屋が発行したインボイスにより問屋が6万円の消費税を納税したことが確認できますので、税の累積を排除するために、仕入時に負担した6万円の税額を10万円の売上税額から控除することができるのです。

インボイスがないと、仕入先が納税しているかどうかを確認することができません。

そこで、インボイス制度を採用してこなかった日本では、納税義務がない免税事業者からの仕入れについても課税されているものと割り切って、仕入税額控除を認めることとしてきました。

⑥ インボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入で何が変わる？

インボイスが導入されると

- ① インボイスを発行するためには登録申請が必要です
- ② 仕入税額控除の適用を受けるためにはインボイスの保存が必要です
- ③ 請求書などの記載事項が増えます

インボイスには、税率ごとの消費税額と登録番号を記載することが義務付けられています。ただし、飲食代や小売業・タクシーのレシートなど（簡易インボイス）については、税率と消費税額のどちらかを記載すればよいことになっています。

| 請求書 | | |
|--------------------|----------|------------|
| (株)〇〇〇〇 令和〇年11月30日 | | |
| 11月分 131,200円(税込) | | |
| 日付 | 品名 | 金額 |
| 11/1 | 小麦粉 ※ | 5,000円 |
| 11/1 | キッチンペーパー | 2,000円 |
| ： | ： | ： |
| 合計 | | 120,000円 |
| 消費税 | | 11,200円 |
| （10%対象 80,000円） | | 消費税 8,000円 |
| （8%対象 40,000円） | | 消費税 3,200円 |

※は軽減税率対象品目
△△商事 登録番号 T-XXXXXX

税率ごとの消費税額
登録番号

⑥ インボイス制度はいつから導入される？

インボイス制度（適格請求書等保存方式）は、令和5年10月1日から導入されます。

そこで、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの間は、インボイス制度を導入するための準備期間として、下記の事項が記載された帳簿と請求書等を保存することが仕入税額控除の要件とされています。（平成28年改正法附則34②③）

| 帳簿の記載事項 | 区分記載請求書等の記載事項 |
|--------------------------|--------------------------|
| ① 仕入先の氏名または名称 | ① 請求書等の発行者の氏名または名称 |
| ② 取引年月日 | ② 取引年月日 |
| ③ 取引内容 (軽減税率対象品目である旨) | ③ 取引内容 (軽減税率対象品目である旨) |
| ④ 取引金学区 (対価の額) | ④ 取引金額 (税率区分ごとの合計額) |
| | ⑤ 請求書等の受領者の氏名または名称 |

⑥ 登録の準備をはじめ

インボイスを発行するためには登録が必要です。

「適格請求書発行事業者」として登録をしなければインボイスを発行することができません。

また、令和5年10月1日以降の取引については原則として「適格請求書発行事業者」から交付を受けたインボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。

「適格請求書の発行事業者」の登録は、令和5年10月1日前であっても申請書を提出することができます。

ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせくださいませ。